別添4

選挙時投票所・従事者控室の指定範囲

※これまでの使用は、
・投票所：体育館550㎡
・従事者控室：特別支援教室65㎡
を使用していたが、
投票所の設置においては、
①1階
②最低面積60㎡以上
③施設入口から投票所までがスムーズな動線であること（距離が著しく離れていない）
の要件を満たす場所であれば、実施可能である。

そのため、既存施設の民間活用への影響を考慮し、上記要件を満たす必要最小限の規模として、下記指定範囲を設定。
ただし、上記要件を満たす場合は、配置変更案も提案可
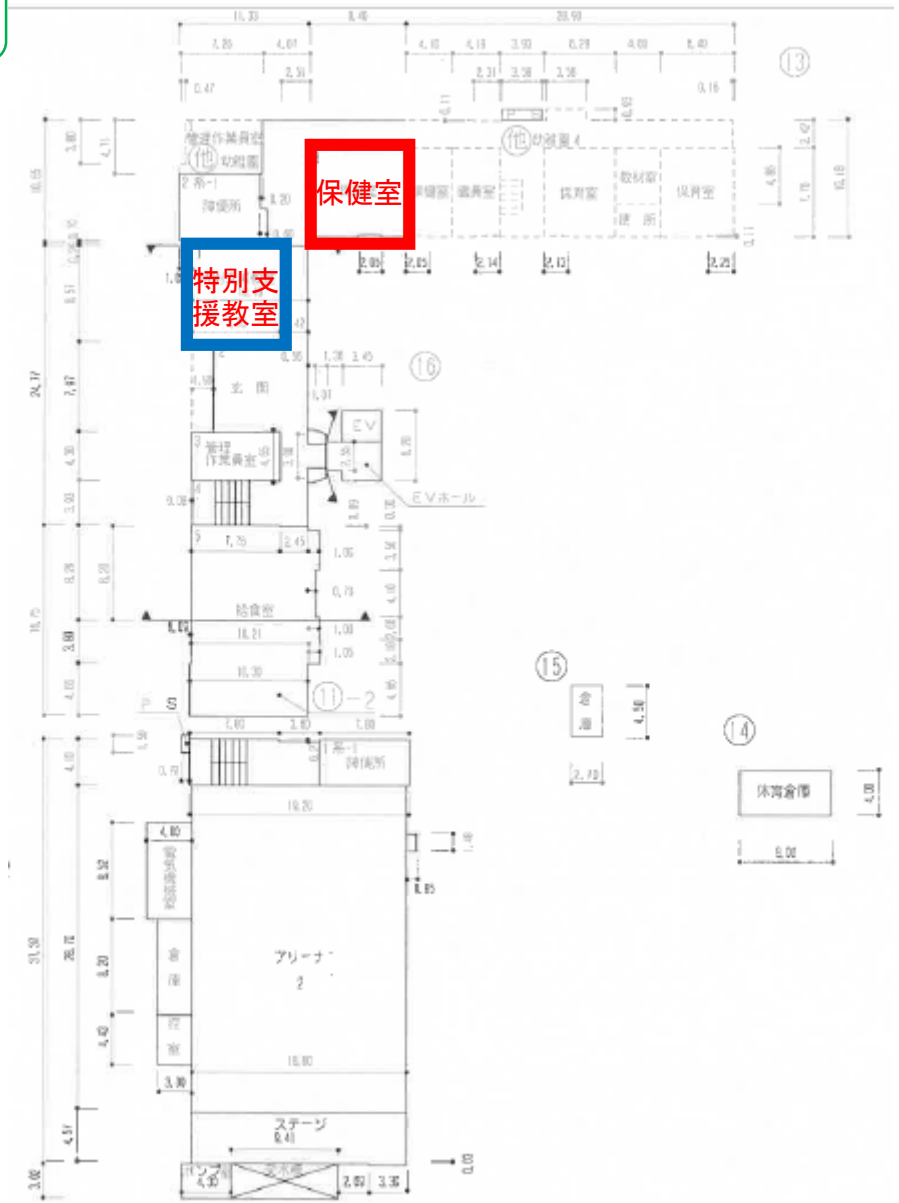
・投票所：<u>保健室65㎡</u>
・従事者控室：<u>特別支援教室65㎡</u>